

【再交付の手続きについて】

運転免許証を紛失した、盗難に遭ってしまった、汚れてしまい記載事項が分からなくなった方は、愛媛県運転免許センター、警察署で再交付の申請ができます。(ただし、住所が愛媛県の方に限ります。)

(注)

紛失もしくは盗難にあわれた方は、申請の前に紛失(遺失)届、盗難届を警察署・交番・駐在所で出しておいてください。

■ 手続場所 ■

◇ 運転免許センター(松山東・松山西・松山南・伊予署管内の方及び全県下の方)

(松山市勝岡町 1163 番地 7) (089) 934-0110 又は (089) 978-4141

(受付時間) 平日: 午前 10:00~11:00
午後 2:30~3:30

(受付場所) 2階

(免許交付) 手続き終了後、即日交付します。

(注) 土・日曜日、祝休日、年末年始(12月29日~1月3日まで)を除く。

◇ 即日交付警察署(新居浜・今治・八幡浜・宇和島署管内の方)

(受付時間) 平日: 午前 8:30~11:30
午後 1:00~4:00

(受付場所) 交通課免許窓口

(免許交付) 手続き終了後、即日交付します。

(注) 土・日曜日、祝休日、年末年始(12月29日~1月3日まで)を除く。

◇ その他の警察署等(上記以外の8警察署及び内子・野村・鬼北交番管内の方)

(受付時間) 平日: 午前 8:30~11:30
午後 1:00~4:00

(受付場所) 交通課免許窓口

(免許交付) 後日(約3週間後)に交付します。

(注) 土・日曜日、祝休日、年末年始(12月29日~1月3日まで)を除く。

■ 手数料 ■

3,500円

■ 手続きに必要なもの ■

- (1) 写真1枚(6か月以内に撮影した正面、上三分身、無帽、無背景の大きさ縦3cm×横2.4cm)
- (2) 認印
- (3) 遺失・盗難の方は、住所、氏名、生年月日等を確認できる書類(住民票、健康保険証、パスポート、学生証、外国人登録証明書)、汚損・破損の方は、運転免許証をお持ちください。
- (4) 再交付と同時に本籍又は氏名を変更するときは、本籍地記載の住民票1通
再交付と同時に住所を変更するときは、住民票、健康保険証などの新しい住所を確かめることができる書類
- (5) 再交付と同時に更新するときは、更新手続に必要な書類等が必要です。
詳しくは、更新と同時の再交付についてを確認して下さい。